

東海学院大学 GRANZ 女子学生寮規則

この規則は、入寮生が快適かつ安全に生活できることを目的に定めたものです。秩序ある快適な寮生活の為に本規則を熟読し、厳守してください。なお、この規則に違反し、他の入居者に著しく迷惑を及ぼした場合、あるいは迷惑を及ぼす恐れがあると判断した場合、保護者及び大学への通報、寮内秩序維持のため、損害賠償及び退寮処分に至る場合もありますので、予めご注意ください。以上を踏まえ、規則を熟読し理解しておいてください。

《寮の利用について》

1. 敷地内において

- ・喫煙ならびに飲酒は厳禁です。
- ・ペット等動物を飼うことは厳禁です。
- ・火器の使用は厳禁です。
- ・備え付けの家具家電備品を乱暴に扱ったり、壊したりすることのないよう心掛けてください。故障や不具合を発見した方は、管理会社に連絡してください。
- ・敷地内において、不審者及び不審物を発見された場合、速やかに管理会社または警備保障会社に連絡してください。
- ・敷地内に個人の所有物を放置しないようにしてください。
- ・敷地内では、近隣の方に迷惑をかけないように、節度ある共同生活をください。

2. 寮内及び居室について

- ・体調不良や不審者・不審物の発見等の緊急事態が起こった場合は、必ず各部屋及び指定場所の非常ボタンを押してください。警備保障会社へ通報されますので、その際の指示・行動に従ってください。
- ・寮内の共用部である浴室、トイレ、給湯室、洗面・洗濯室、廊下等の共用部は共用での使用となります。次の使用者が気持ちよく使えるようしてください。清掃は寮生で協力して行き清潔に保ってください。
- ・靴箱は各自指定された専用の場所を使用し清潔に保ってください。
- ・居室の清掃（備え付けの家具家電等を含む）は各自で行い、清潔に保ってください。
- ・不在にする際は短時間であっても防犯上必ず鍵をかけてください。
- ・喫煙ならびに飲酒は厳禁です。
- ・ペット等動物を飼うことは厳禁です。
- ・火器の使用は厳禁です。
- ・寮生以外の入室ならびに異性の実室は一切厳禁です。
- ・ゴミは各自で処分してください。（処分の方法は7.ゴミの処分に記載します。）
- ・現金や貴重品は各自の責任で管理・保管して下さい。万一現金や貴重品が紛失しても学生寮はその責を負いません。
- ・鍵は責任をもって管理してください。鍵の複製及び他人への貸出は厳禁です。紛失、破損した場合は、速やかに管理会社へ連絡してください。鍵の再発行費用として最大 50,000 円（税別）を請求させていただく場合があります。
- ・備え付けの家具家電等の紛失、または故障や不具合が発生した場合は、速やかに管理会社に連絡してください。なおお原因が寮生の故意・過失による場合は、修繕費等を請求させていただく場合があります。
- ・居室を選択することはできません。また、自己都合による居室の移動は原則できません。
- ・運営、設備維持のため居室の移動をお願いする場合があります。
- ・節電・節水に心掛けてください。不在にする場合、照明・エアコン等の電源は切っただき、水道は確実に閉めるよう心掛けてください。
- ・寮内で共に過ごす人への配慮を心掛けてください。（深夜早朝の移動音・話し声等は避けてください。）

3. 外出時について

- ・外出する際は必ず1階玄関に設置されている所在確認用の名札を外出中にし、寮に戻った際は在籍中にしてください。

4. 他の寮生への配慮

- ・廊下や玄関等の共用部分に個人の所有物を放置しないようにしてください。
- ・24：00～5：00までは静粛時間となります。静粛時間帯は他の寮生に配慮し、迷惑にならないよう静かに過ごしてください。
- ・緊急時以外、許可なく自分の居室以外への立ち入りは控えてください。

5. 食堂の利用について

- ・食堂にて提供される食事を居室へ持ち込むことは厳禁とします。また、食事の置き置きはできません。
- ・食事を欠食する場合、一週間前までに管理会社に連絡してください。
- ・特例として、学校、部活動の行事関連による遠征、実習等で1か月のうち、合計3日以上欠食の場合は、欠食日数の食費を免除といたします。欠食日の一週間前までに管理会社に必ず連絡してください。この場合に限り食費分を免除と致します。(朝食・夕食のいずれかを喫食した場合、1日分の食費がかかります。)学校や部活動の夏休み、冬休み等は、学校の行事ではなく免除対象になりません。
- ・食事の提供は、朝食・夕食となります。但し、火曜日・日曜日・お正月(12/28～1/4)とお盆(8/12～8/16)は提供無しとします。
- ・利用時間 [朝食] 6：30～9：00/ [夕食] 19：00～22：00の間になります。この間に食事をとってください。
- ・無断欠食の場合は、食材の廃棄費用を請求させていただく場合があります。
- ・緊急な事象により、食事が提供できない場合がございます。その際は事前に寮生へ連絡いたします。

6. 門限について

- ・門限は23時となります。必ず遅れることのないようにしてください。門限を過ぎた場合の入室は、速やかに警備保障会社に連絡し、玄関解錠後の入室となります。この場合警備保障会社への費用が掛かる場合があります。

7. ゴミの処分について

- ・ゴミは、寮指定の集積場に一時的に置くことができます、各自ゴミの処分はルールを守り、きちんと分別し、学校指定の場所・時間に出してください。
- ・居室で使用するゴミ袋は各自で購入してください。
- ・粗大ゴミ等は、事前に管理会社に相談してください。有料となる場合があります。

8. 郵便物・宅配物について

- ・管理会社にて郵便物・宅配物の受け取り・お預かりはできません。
- ・ポストに入る郵便物はポストに投函されます。
- ・ポストに入らない郵便物や宅配物は、宅配ボックスへの投函またはコンビニ受け取りサービス等をご利用ください。

9. 倉庫について

- ・倉庫は共用での使用となります。他人への配慮をし、清掃は寮生で協力して行き清潔に保ってください。

10. その他

- ・管理会社から指示があった場合は、速やかにその指示に従ってください。

- ・共用物を無断で移動又は持ち去ることは厳禁とします。
- ・東海学院大学の学生として、節度ある共同生活をしてください。

《禁止事項》

1. 電熱器等の持ち込みについて
 - ・電気ストーブ類・オイルヒーター、コンロ類、石油・ガス機具等火災の原因となる機器類の持ち込み、使用は厳禁とします。尚、その他不明な場合は管理会社に確認をしてください。
 - ・ベッド付近での白熱灯の使用は火災の原因となるため厳禁とします。
2. 寮敷地への出入りについて
 - ・指定された出入口以外からの出入りを厳禁とします。（緊急時は除く。）
3. その他、寮内での禁止事項
 - ・居室及び寮内の設備等を第三者へ転貸する行為。
 - ・許可なく窓ガラス、壁等にビラやチラシを掲示、添付する行為。
 - ・賭博行為。（金銭を伴う賭け事）
 - ・暴力行為。
 - ・風紀秩序を乱し、健全な寮運営を妨げる行為。
 - ・その他、共同生活上不適切な行為。

《注意事項》

1. 重要な連絡について
 - ・連絡事項等は寮内の掲示板にてお知らせします。必ず確認してください。
2. 盗難防止について
 - ・寮生同士で協力して盗難を防止するよう心掛けてください。
 - ・現金・貴重品は自己管理を徹底し、外出の際は短時間でも必ず鍵をかけてください。
3. 常備薬について
 - ・個々人の体質やアレルギー反応を考慮し、薬などはご自身の体質に合ったものを各自で用意してください。寮内に常備薬はございません。
4. 保全・点検の立ち入りについて
 - ・火災・地震などの震災時や事件・事故等緊急時など必要と認められる場合には、入寮者が不在であっても、寮関係者が各居室に立ち入りをします。
 - ・防火、衛生、施設設備等の管理上の目的により各居室に立ち入る必要がある場合は、事前に予告して立ち入りをします。
5. 防火・防災訓練について
 - ・防火・防災訓練を実施する場合は、特別な理由がない場合、参加してください。

《附則》

1. この規則は 2025 年 4 月 1 日 改定

緊急時の通報警備保障会社

ALSOK 日本ガード株式会社

連絡先 058—274—8100